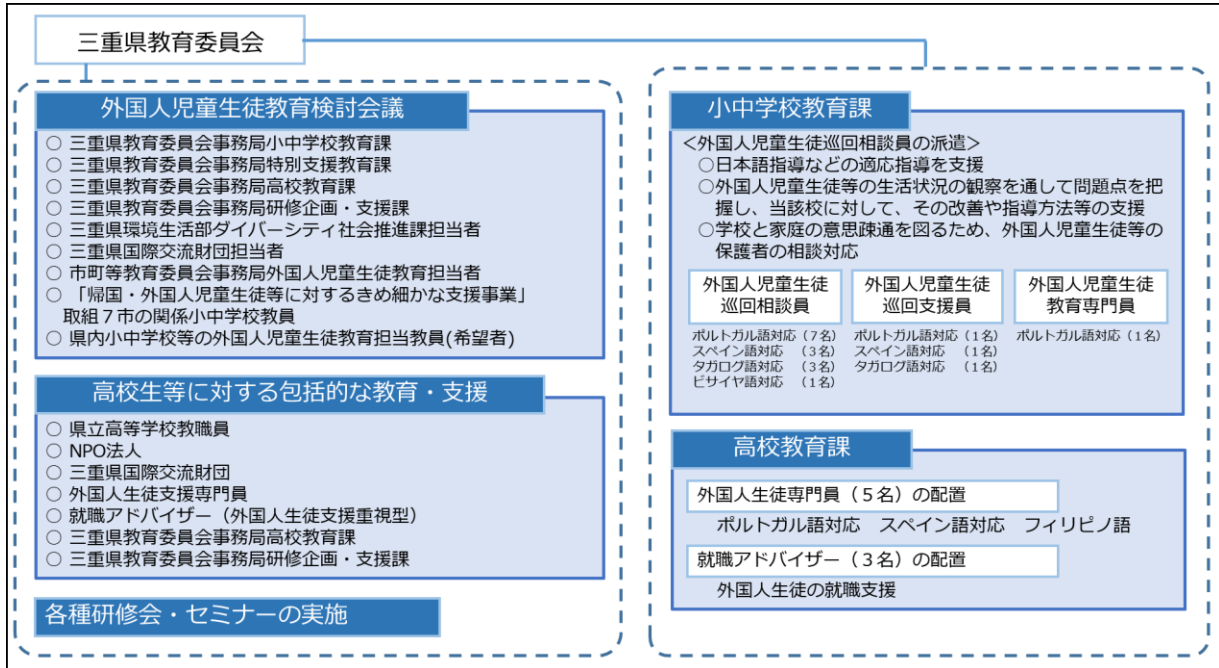


令和2年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業  
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)  
 事業内容報告書の概要

令和2年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制 (運営協議会・連絡協議会の構成員等)



2. 具体的な取組内容 ※取り組んだ実施事項 (1) ~ (13) について、それぞれ記入すること

(2) 拠点校の設置等による指導体制の構築

- ・ 「就学を支援する外国人児童生徒受入(居住)事業」補助事業により本県7市(桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊賀市)において、拠点校等の受入体制や指導体制整備の支援を行った。
- ・ 日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する市町に、日本語指導及び母語支援が行える外国人児童生徒巡回相談員(※1)を派遣(※2)し、県内のどの地域、学校においても外国人児童生徒の受入や指導が行えるよう支援を行った。加えて、今年度から新たに配置した外国人児童生徒巡回支援員(※3)による翻訳支援や通訳支援を行い支援の充実を図った。

※1 外国人児童生徒巡回相談員の対応言語

ポルトガル語対応7名 スペイン語対応3名 タガログ語対応3名 ビサイヤ語対応1名

※2 17市町へ派遣

※3 ポルトガル語対応1名 スペイン語対応1名 タガログ語対応1名

(4) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため集合研修(外国人児童生徒教育検討会議)を中止したことにより、「特別の教育課程」における日本語指導の実践報告や各市町及び学校での実践をもとにグループ協議を行うことができなかった。その代替えとして、三重県の外国人児童生徒教育における成果と課題や本事業を受けている7市の成果報告書及び「特別の教育課程」編成・実施計画の記入例等の資料提供による情報共有を行った。

(6) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

年3回、県内全ての市町の日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍数を調査し、市町の状況、要望に応じ

て外国人児童生徒巡回相談員の派遣を3,058回（令和3年2月末現在）行った。また、外国人児童生徒巡回支援員を配置し、翻訳支援や通訳支援を行った。

<外国人児童生徒巡回相談員の活動内容>

- ・ 日本語指導などの適応指導の支援
- ・ 学校と家庭の意思疎通を図るための支援（保護者支援等）
- ・ 訪問校における国際理解教育のための支援
- ・ 就学等に係る外国人児童生徒及び保護者等の相談対応 等

<外国人児童生徒巡回支援員の活動内容>

- ・ 学校等からの文書の翻訳依頼への対応
- ・ 学校訪問による日本語指導が必要な児童生徒等への通訳支援

(10) ICTを活用した教育・支援

- ・ 日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入の少ない小中学校等をモデル校とし、オンライン日本語教育による取組を実施した。
- ・ 県立高等学校3校で、学校の教職員及び就職アドバイザーが、多言語翻訳ソフト「Voice Biz」を活用した外国人生徒及び保護者への多言語での進路相談等を実施した。

(11) 高校生等に対する包括的な教育・支援

- ・ 日本語指導が必要な外国人生徒への学習支援や日本語習得の支援を行う「外国人生徒支援専門員」5名（ポルトガル語、フィリピン語、スペイン語）を拠点となる県立高等学校に配置し、学習支援や進路相談など外国人生徒及び保護者への継続的な支援を実施した。
- ・ 日本語指導が必要な外国人生徒に関する学習者情報等を引き継ぐため、関係中学校と関係高等学校において、学習者情報や中学校での取組を高等学校に引き継ぐよう、市教育委員会や各高等学校に通知した。
- ・ 日本の学校制度や働き方について理解を深めるため、外国人生徒を対象とした進学や就職に関するセミナーを2校で3回実施した。セミナーの中では、外国にルーツを持つ方に講師を務めていただくなど生徒が主体的に参加できるよう工夫した。
- ・ 外国人生徒が多数在籍する高等学校に、事業所での人事担当や外国人生徒支援への就職支援に経験のある「就職アドバイザー（外国人生徒支援重視型）」（3名）を配置し、外国人生徒の求人開拓等を行った。

(12) 成果の普及

- ・ 外国人児童生徒教育検討会議に代わる資料提供
- ・ 「令和2年度三重県教育研究指定校等成果報告書」を作成し、市町等教育委員会等に配付。
- ・ 外国人生徒支援にかかわる情報交換会を実施し、各校における現状と課題の共有や関係機関からの支援情報の提供を行い、関係者によるネットワークの構築と次年度の取組の充実を図った。

(13) その他

- ・ 外国人児童生徒教育専門員（ポルトガル語対応1名）の配置
- ・ ポルトガル語による電話等による相談
- ・ 学校からの文書の翻訳や通訳の依頼への対応

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項（1）～（13）について、それぞれ記入すること

○…成果 ●…課題

(2) 拠点校の設置等による指導体制の構築

- 補助事業による財政的支援により、地域に応じた受入体制、指導体制の充実が図られた。
- 日本語指導が可能な巡回相談員の派遣により、散在地域においても支援体制の構築を促進できた。
- 今後、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍数及び在籍地域の増加が考えられるため、現在、行わ

れている県内集住市における指導体制のモデルを今後も普及していく必要に加え、日本語指導を行う外国人児童生徒巡回相談員等を増員し、日本語指導及び適応指導の支援を強化する必要がある。

(4) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- 今年度は、資料提供にとどまったが、「特別の教育課程」の様式や計画等の資料提供により、外国人児童生徒が在籍しない各市町においても、「特別の教育課程」の編成や実施についての理解が広がった。
- 県内の「特別の教育課程」による日本語指導の均一化を図る必要がある。そのため、来年度、集合研修もしくはオンライン研修による県内の実践事例を基にしたグループ協議等を実施し、日本語指導の充実を図る。

(6) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- 経験豊富な外国人児童生徒巡回相談員を派遣し様々な支援を行うことにより、外国人児童生徒の日本語能力の向上及び各学校における受入体制や日本語指導の充実につなげることができた。
- 翻訳支援や通訳支援を行う外国人児童生徒巡回支援員の配置により、学校と家庭の信頼関係構築を図ることができた。
- 外国人児童生徒巡回相談員の派遣及び外国人児童生徒巡回支援員による人的支援には限界があり、今後はより一層の効果的、効率的な派遣計画を行うとともに、ICT機器を活用した学習支援（令和2年度より実施）を拡充していく必要がある。

(10) ICTを活用した教育・支援

- 受講した生徒に日本語を習得する意欲や日本語能力の向上が見られた。
- 通訳を手配することができなかった時や、手配が難しい言語について、ICTを活用することで対応できた。
- 今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による外国人児童生徒の転入の減少に加え、新規の事業であったため、市町や学校への周知が十分でない部分があり、受講人数が少なかった。今後は、今年度の成果を学校及び市町に普及することにより、外国人児童生徒へ日本語教育の機会を確保し、該当児童生徒の日本語能力の向上を図る必要がある。
- 進路相談等、複雑な内容や長文を伝える際に、正確な情報を伝えることが難しい。伝え方を工夫するなど、使用者のスキルを上げる必要がある。

(11) 高校生等に対する包括的な教育・支援

- 外国人生徒支援専門員が授業へ参加して母語による学習支援を行ったことで、授業を受けた外国人生徒のうち、95.4%が授業の理解が深まったと回答した。
- セミナーに参加した生徒のアンケートからは、勉強をもっとがんばりたい、先輩のようにになりたいといった前向きな感想が多く見られ、展望を持って学ぶ意欲の向上につながった。
- 就職アドバイザーが、外国人生徒の就労に実績のある企業情報を学校へ提供するなど、生徒と企業の間で、学校と連携した就職支援を実施したことで、日本語指導が必要な生徒の就職内定につながった。
- 近年生徒の多国籍化が進み、母語も多言語化しているため、外国人生徒支援専門員のような人的配置で対応しきれない場面が増えつつある。
- 各学校で実施されている日本語指導で指導している教員が、専門的なスキルをもとに指導ができるよう外部の専門家や支援機関と連携した指導が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症による経済状況の変化の中、外国人生徒一人ひとりの希望や特性を踏まえたうえで、求人開拓等の就職支援及びミスマッチのない就職実現による職場定着支援を行う必要がある。

(12) 成果の普及

- 県内の実践を報告書にまとめ、周知することで、外国人児童生徒等の在籍の有無に関わらず、外国人児童生徒等の受入れ、「特別の教育課程」における指導方法等、具体的な取組内容の周知が進み、それぞれの市町に応じた取組の参考とすることができた。
- 情報交換会に参加した教職員からは、「外国人の先輩を招へいしての進路セミナーを取り入れたい」と

「関係機関の方と今後は積極的に関わっていきたい」等、前向きな意見が多く見られた。

- 県内において日本語指導が必要な外国人児童生徒は増加傾向にあることに加え、集住化、散在化へ対応していく必要性が考えられる。そのため、報告書の配付だけでは、十分とは言えず、昨年度のように、外国人児童生徒教育の推進を図っている市の実践を交流する場を設定し、より具体的な実践例を提示することにより、県内の外国人児童生徒教育の推進に生かしていくことが必要である。

(13) その他

- 保護者からの相談もあり、関係機関とも連絡を取りながら対応することにより、保護者の不安感を和らげることができた。
- 文書翻訳では、市町及び学校からの要望に応じて、関係文書作成の支援を行うことができた。
- 日本語指導が必要な生徒の高校進学率の増加に伴い、進路等に関わる支援等を必要とする保護者が増えている。関係課との連携を密にし、保護者等の相談に対応できるよう取り組んでいく必要がある。地域・学校にも相談できず、悩んでいる児童生徒や保護者がいると捉え、今後も広く児童生徒教育専門員による電話相談等の周知を図り、外国人児童生徒及び保護者への支援の充実を図る必要がある。

日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒の割合	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	92.1%	88.8%	100%	%	%	%
うち、個別の指導計画の指導目標が達成できた児童生徒の割合	- %	- %	- %	%	%	%

4. その他（今後の取組予定等）

- ・ 入管法改正に伴い、今後外国人児童生徒の在籍数や在籍地域の増加も考えられる。そのため、どの地域においても個に応じた支援がでるよう、受入体制や「特別の教育課程」における日本語指導の県内の事例を普及するとともに、オンラインでの日本語教育の取組を進めることにより、外国人児童生徒教育の推進を図る手立てを考えていく。
- ・ 外国人児童生徒巡回相談員を増員し、各市町への支援の充実を図る。
- ・ 各学校における日本語指導充実のための日本語学習に係る研修会の実施
- ・ 外国人生徒支援専門員の母語による学習支援の継続
- ・ 進学・就職に係るセミナーの実施
- ・ 就職アドバイザーによる就職の実現と職場への定着
- ・ 定期的な情報交換会の開催と外部支援機関との連携の推進

※枠は適宜広げること。（複数ページになっても差し支えない） 成果物等があれば別途提出すること。